Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目６番７号
ウンピン神田ビル８階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 189 2018 年 01 月 22 日

ベトナムにおける商標手続きガイドラインの改定

ベトナム特許庁はガイドラインの改定を発表し、その改定ガイドラインは 2018 年 01 月 15 日に適用となるが、商標に関する主な改定は以下の通りである。

1. 指令答弁期限

方式審査に関する答弁期限は指令発行日から１ヶ月であったが 2 ヶ月に改定された。
同様に実体審査に関する答弁期限は 2 ヶ月から 3 ヶ月に変更された。
答弁期限は１回に限り同期間の延長が可能である。

2. マドプロ出願の暫定拒絶に対する答弁

マドプロ出願が暫定的に拒絶された場合、審判部に 90 日以内に審判請求を行うことができたが、審判部は実体審査を行う部署ではなく審判部の決定は特許庁での最終決定となった。
改定ガイドラインでは暫定拒絶に対して 90 日以内に答弁することができ、この答弁はマドプロ出願の実体審査を行う地理的表示部門が扱い、同部門が拒絶を維持する場合は、その出願は拒絶査定となり、出願人は 90 日以内に審判部に審判を請求することができる。
この改定により、拒絶に関してマドプロ出願は国内出願と同じ取扱いになる。相違点はマドプロ出願の答弁期限は 60 日ではなく 90 日である。

Inserted Text is here.

3. 審判手続き

今回の改定で、特許庁は審判の検討時に関連分野の独立した専門家に相談するか、又は専門家より構成される諮問委員会を設けることができるようになった。

特許庁は関係する当事者が出席し意見を述べる公聴会を設定できる。諮問委員又は委員会は公聴会に招かれて後で助言できる。

4. 取消請求又は無効請求の通知期限

これまで特許庁が取消請求の通知を送付する期限は規定されていなかった。この通知がないことで特許庁の手続きが不当に遅延していた。改定ガイドラインでは特許庁が通知する期限は１ヶ月以内と規定された。

5. 取下げられた出願の回復不可

出願が取り下げられた場合、その出願は回復できないと規定された。実際に、取り下げられた出願は出願されなかったものとみなされる。従って、出願人は出願を取り下げるか、又は放置するかを慎重に判断すべきである。

6. 異議申立の審査結果の通知

特許庁は異議申立の結果の詳細を通知する義務はなかったが、異議結果に加えて、その詳細を異議申立人に通知することが義務付けられた。

7. 権利不要求に対する答弁

特許庁は登録査定時に商標の構成要素を権利不要求にすることができたが、出願人がその権利不要求に対して答弁又は審判を請求することができなかった。改定ガイドラインでは権利不要求の登録から 90 日以内に反論できることとなった。

8. 著名商標の認定

ベトナムの工業所有権法の下では、著名商標は著名商標申請の審査に基づいて裁判所又は特許庁の決定により著名商標として認定される。特許庁は侵害、審判、取消又は異議事件を扱うときに事件毎に著名商標として認める決定を下す。しかしながら、その認定

Inserted Text is here.

は著名商標を認定する公式な決定とはみなされていなかった。

今回の改定で、商標が侵害、審判、取消又は異議事件の決定において著名商標として認定されれば、特許庁の著名商標リストに加えられることとなった。但し、著名商標認定の申請及び取扱いを規定するものではない。

（出典：Spruson & Ferguson）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。